

# 業務委託契約書（案）

委託者 沖縄県八重山農林水産振興センター所長 宇地原 健志（以下「甲」という。）  
と受託者 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり業務委託契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

- 業務の名称 令和8年度底原ダム・名蔵ダム管理事務所警備委託業務
- 履行期間 着手 令和 8年 4月 1日  
完了 令和 11年 3月 31日
- 実施場所 八重山農林水産振興センター 底原ダム管理事務所  
石垣市字宮良2166-262  
八重山農林水産振興センター 名蔵ダム管理事務所  
石垣市字登野城嵩田2389-479

- 契約金額 ￥ 円  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、￥ 円）  
令和 8年度 円（機器代設置料込み）  
令和 9年度 円  
令和 10年度 円

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定、並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 契約保証金 沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除

## （総則）

- 第1条 乙は、別紙仕様書等がある場合にはこれに基づき、頭書の契約金額をもって頭書の名称の業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 別紙仕様書等に明記されていない事項があるときは、甲と乙で協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

## （契約期間）

第2条 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。そのため甲は契約を締結した後において本契約にかかる甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は本契約は解除できるものとする。

- 2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

## （再委託、権利義務の譲渡等禁止）

第3条 乙は、第三者に委託業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

## （委託業務の調査報告）

第4条 甲は、乙に対して必要と認めるときは、委託業務の処理状況について調査を実施し、又は報告を求めることができる。

## （業務内容の変更等）

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変

更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

#### (損害賠償)

第6条 乙は、次の事由が生じたときは直ちに損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲または第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第9条第1項の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

#### (調査)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況について調査を実施し、または報告を求めることができる。

#### (支払方法)

第8条 乙は、甲に対して第5項に定める支払方法により請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払い請求があったときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規程に基づき定められた率により計算した延滞利息を乙に支払うものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 この契約の契約金額の支払いは、次のとおりとする。  
月 額      ¥                      円

#### (甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は損害賠償金として、未済額分の100分の10を甲に納入しなければならない。

- (1) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により委託業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第3条の規定に違反したとき。
- (4) その他、乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- (5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 乙が、第5号から第10号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

#### (乙の解除権)

第10条 乙は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第5条に基づく業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完成することが不可能になったとき。

#### (秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の執行の際に知り得た事項については、他人に漏らしてはならない。

#### (労働基準法の遵守)

第12条 乙は、労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守するものとし、甲からの要求に応じて、これらの法律等に基づく許可証等の提示を求められた場合は速やかに提出しなければならない。

#### (その他)

第13条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者の記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

#### (甲) 委託者

住 所 沖縄県石垣市字真栄里 438-1  
名 称 沖縄県八重山農林水産振興センター  
代表者 所 長 宇地原 健志 印

#### (乙) 受託者

住 所  
名 称  
代表者 印